

新監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成29年12月26日

新潟市監査委員	貝瀬	壽夫
同	伊藤	秀夫
同	渡辺	有子
同	加藤	大弥

監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成29年3月27日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第3 監査の対象

福祉部、こども未来部、西蒲区役所

第4 監査の範囲

平成29年4月～平成29年8月末までの財務等に関する事務

第5 監査の実施時期

平成29年9月1日～平成29年12月26日

第6 監査の実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区執務室等

第7 監査の着眼点及び主な実施内容

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。監査の主な着眼点は以下のとおり。

1 重点調査項目

現金取扱業務において、内部統制は整備されているか、また収入原因行為から払込までの一連の業務が適切に行われているか、特定の対象課を抽出し、重点的に調査を実施する。

2 事務事業全般

事務の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

3 収入事務

収入に係る手続き及び時期は適正か。

4 支出事務

違法，不当または不経済な支出はないか。

5 契約事務

契約に係る手続き及び契約内容は適正か。

6 財産管理事務

公有財産，現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

7 その他

各班で監査対象課別に固有リスクを識別・評価し，発生頻度・影響度が大きい項目を重要リスクとして捉え，そこから着眼点を導出する。

第8 監査の結果

監査の結果，事務事業はおおむね適正に執行されていたが，次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後，必要な措置を講じ，適正な事務執行の確保に努められたい。

1 指摘事項

(1) ひまわりクラブの管理において，不適切な事務処理が行われていたもの

(こども未来部こども政策課)

ひまわりクラブの管理については，こども政策課，指定管理者，各区健康福祉課が関わっており，こども政策課が指定管理者の指定を行い，指定管理者が施設の管理運営を行っている一方，区健康福祉課が財産を所有しており，施設運営と財産の所管が異なる状況にある。

この度，リース期間満了後に市に無償譲渡されたひまわりクラブのプレハブ施設の内，3つの施設だけがこども政策課の財産，他の施設は区健康福祉課の財産という事例が見られたことから，その役割を確認したところ，施設管理をはじめとする役割分担について明文化されておらず，各区健康福祉課は財産管理を所管していても，ひまわりクラブの施設運営に係る裁量権は与えられていない。また，一部とはいえ，地域コミュニティ協議会が指定管理者になっている中で，現状の役割分担が適切であるか，検討の余地があるように考えられる。

ひまわりクラブの運営に関わる部署・団体の連携は重要であることから，改めて，ひまわりクラブに関する役割分担をそれぞれの共通認識のもと，どのように考えるのが適当なのか，その方向性について早急にこども政策課と各区健康福祉課で協議し，明文化されたい。

また，市の財産である備品について，物品管理規則には，備品管理システムに登録し，備品整理番号票を付け備品台帳と常に照合できるようにしておく必要がある旨規定されているが，適正な管理がなされていなかった。指定管理者は備品台帳により管理を行う

ことなどが業務仕様書に定められているが、ひまわりクラブの備品台帳が作成されていなかった。

指定管理者交替時には、特に、備品が確実に引き継がれる必要があるため、亡失や盗難などを防ぐ観点からも、次の指定替えまでに備品台帳を作成し、協定書に添付されたい。また、指定管理者にも、備品台帳により備品管理を行うよう指導されたい。

【有効性】【合規性】

○物品管理規則

(備品の整理)

第 38 条 物品管理者は、その管理する備品について、備品整理番号票を付け、常に照合に便利なおこななければならない。(略)

(備品の管理)

第 55 条 物品管理者は、物品分類基準で定める備品類の物品であつて、その管理に属するものについて必要な事項を新潟市備品管理システムに登録しなければならない。

(2) 緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約に係る契約事務において、執行方針に反した不適切な事務処理が行われていたもの

(西蒲区建設課)

緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約（以下「緊急一者随意契約」という。）による執行は、政令指定都市移行に伴い、本市が国県道の管理を行うことになったことを契機に、緊急時における道路などの速やかな安全確保を図ることを目的に創設された。

西蒲区建設課が平成 29 年 4 月から 8 月までに契約した 100 万円未満の工事は 261 件であり、この内、緊急一者随意契約にて執行した工事は 247 件、全体の 94.6%であり、そのほとんどが緊急一者随意契約にて行われていた。本監査において、これらの工事から 56 件を抽出し、関係書類の内容を確認したところ、緊急一者随意契約による執行が認められていない道路照明、カーブミラーや排水管などの新設工事が 16 件行われていることが判明した。

緊急一者随意契約の不適切な運用は、競争行為がはたらかないことによる市の損失、業者選定の公平性が損なわれるおそれがあることから、適切な運用を図らなければならない。

また、地元要望などに応じて新設する場合であっても、計画的に見積り合わせなどの手続きを行うことにより、経費の節減にもつながり、限られた予算を有効活用できたことも考えられる。

なお、同課は平成 22 年度第 1 期、平成 24 年度第 1 期の定期監査においても同様の指摘を受けており、再発防止及び適正な執行に努める旨、監査委員宛て措置を通知しているにもかかわらず、改善がなされていない。

今後、緊急一者随意契約の運用については、制度の趣旨をよく理解し、制度に適合す

る工事についてのみ適用し、適正な契約事務の執行に努められたい。

【合規性】

○平成 22 年度第 1 期定期監査

1 監査結果

排水路浚渫作業委託契約において、明確な理由がないまま分割発注し、同一業者と随意契約をしていた。

2 西蒲区建設課措置

今後は、このようなことがないように、業務発注時に発注担当係長、契約担当係長及び課長補佐でよく精査し、再発防止に努める。

3 土木総務課措置

平成 23 年 5 月 12 日 土木総務課長通知

「緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約について（通知）」

その運用にあたっては損なわれた機能の回復や、損なわれるのを防止するために緊急的に措置が必要な場合に限り、適用することが出来る、という契約上例外的な手続きであります。

しかし、定期監査において適正に運用をされていない事例があり指摘を受けたことから、今後の執行については平成 19 年度に通知した別紙資料に基づき、適正に運用していただくよう再度徹底をお願いします。

○平成 24 年度第 1 期定期監査

1 監査結果

緊急一者随意契約による曾根 2・3・4 番町地内排水路浚渫作業委託、曾根 5・6・7・8 番町地内排水路浚渫作業委託、今井巻線舗装修繕工事の 3 件である。一括して契約すべきところ、不適切な理由により分割したうえ、緊急を要する明確な理由がないまま同一業者と一者随意契約を締結した。

2 西蒲区建設課再発防止措置

○補佐、維持係、管理係を含めた再発防止措置として、下記の事項を実施する。

・原因で挙げられた職員の理解不足とコンプライアンス意識の欠如を解消するため、課内で課長を含む研修会を実施する。研修会においては「緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約執行方針」についての理解を深めるため、事例をもとに緊急性判断の研修を行う。

・監査結果の指摘事項を参考に、コンプライアンス意識の徹底を図る。

3 土木総務課措置

平成 25 年 2 月 20 日 土木総務課長通知 「『緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約』の適正な執行について（通知）」

今後、繰り返し指摘を受けた場合は、緊急修繕工事等通知書による執行ができなくなる恐れがあります。つきましては、「緊急修繕工事等通知書に基づく一者随意契約」の執行方針及び執行方法を改めて確認し、適正な執行を徹底していただきますようお願いいたします。

2 その他（軽微な事務処理誤り等）

監査にあたってみられた、軽微な事務処理誤り等（総件数 66 件）について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

（1）収入事務に関する事（計 6 件）

- ・繰越調定の未実施
- ・督促状の未発送

（2）現金取扱事務に関する事（計 3 件）

- ・タクシー券の管理が十分ではなかったもの
- ・用途不明の切手の保管

（3）支出事務に関する事（計 16 件）

- ・時間外勤務手当の支給誤り
- ・経費執行向における専決区分誤り

（4）契約事務に関する事（計 15 件）

- ・随意契約締結状況等の未公表
- ・入札時の予定価格誤り

（5）指定管理に関する事（計 2 件）

- ・徴収事務受託者が調定簿兼収納簿を作成していなかったもの
- ・徴収事務委託に係る告示等の未実施

（6）財産管理事務に関する事（計 22 件）

- ・行政財産使用許可に係る手続の未実施
- ・行政財産使用料の算定誤り
- ・公有財産貸付料の算定誤り

（7）その他（計 2 件）

- ・公印審査の未実施
- ・個人情報の不適切な管理